

令和5年度

\*\*\*\*\*

# 人事行政の運営等の状況

\*\*\*\*\*

港区

# 1 任免及び職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分 部 門	職 員 数		増 減 状 況		
	令和4年	令和5年	対前年比	主な増減理由	
普 通 会 計 部 門	議 会	15	14	△1	人員配置の変更 (育児休業代替任期付職員の減)
	総務・企画	487	499	12	運営体制の見直し
	税 務	66	69	3	人員配置の変更 (育児休業代替任期付職員の増)
	民 生	751	764	13	運営体制の見直し、人員配置の変更 (育児休業代替任期付職員の増)
	衛 生	294	282	△12	運営体制の見直し
	労働・商工	20	20	-	
	土 木	228	226	△2	運営体制の見直し
	計	1,861	1,874	13	
	教 育 部 門	258	247	△11	運営体制の見直し
小 計	2,119 (31)	2121 (34)	2 (3)		
公 営 企 業 等 部 門	国 保 事 業	40	39	△1	人員配置の変更 (暫定再任用短時間勤務職員の増)
	介護保険事業	41	36	△5	人員配置の変更 (育児休業代替任期付職員の減等)
	後期高齢者医療事業等	9	9	-	
	小 計	90 (2)	84 (3)	△6 (1)	
合 計	2,209 (33)	2,205 (37)	△4 (4)		

注1 職員数は、一般職に属し、地方公務員の身分を保有する休職中の職員、派遣職員 (一部事務組合派遣等 18 人を除く。) を含み、臨時・非常勤職員を除いています。(地方公共団体定員管理調査報告数値)

注2 ( ) は、暫定再任用短時間勤務職員 (令和4年については、再任用短時間勤務職員) の人数であり、外数です。

注3 改正地方公務員法の施行 (令和5年4月) により、定年退職後の職員については、令和4年度は再任用職員又は再任用短時間勤務職員、令和5年度は暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員と記載を使い分けています。

(2) 職員数の推移

(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分 部 門	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	1,774	1,794	1,812	1,859	1,861	1,874	100 (5.6%)
教 育	298	288	288	277	258	247	△51 (△17.1%)
公営企業等会計	91	90	91	89	90	84	△7 (△7.7%)
総合計	2,163	2,172	2,191	2,225	2,209	2,205	42 (1.9%)

注1 職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値です。

注2 「過去5年間の増減数 (率)」とは、平成30年に対する令和5年の数値となります。

参考 第2次港区職員定数配置計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		目標数値		実績数値	
始 期	終 期				
平成19年4月1日	平成28年4月1日	△360人	△15.3%	△362人	△15.4%

(3) 職員の採用及び退職等の状況

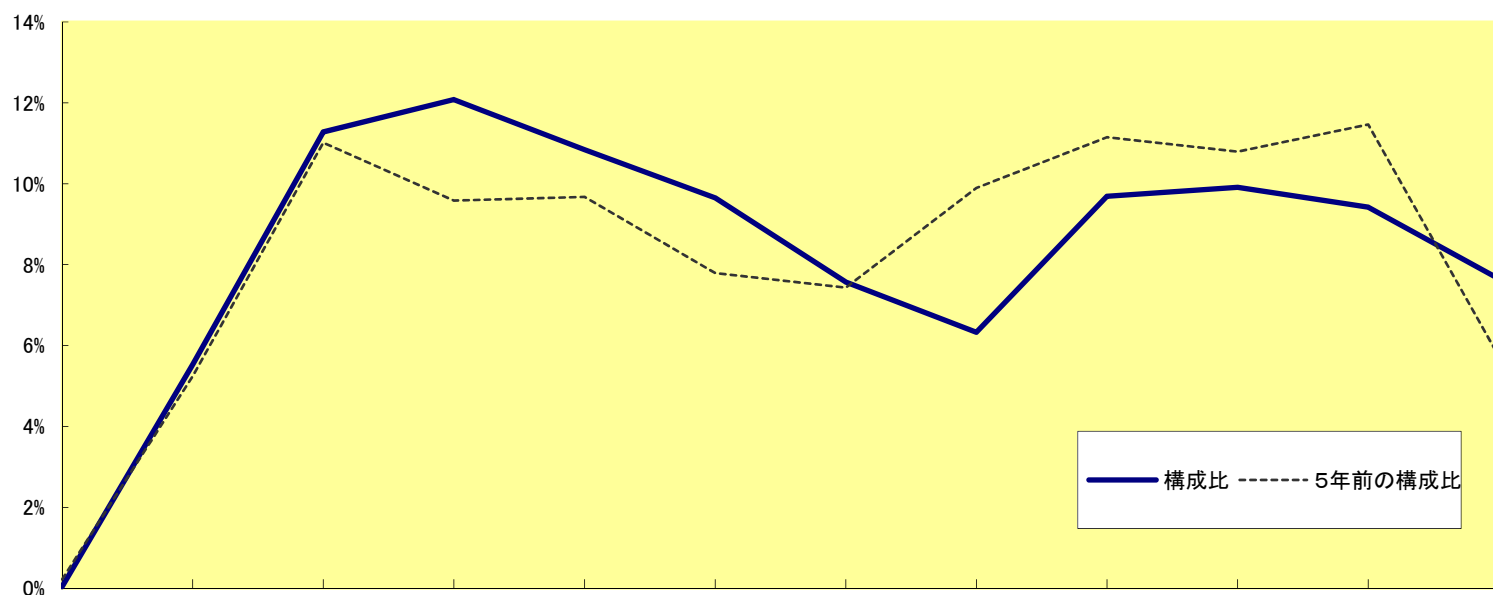
(令和4年度) (単位:人)

区 分 職 種	採用	離 職								合 計
		退 職					免 職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	94	33	24	38	0	0	0	0	0	95
税 務 職										
福 祉 職										
医 療 職										
技能労務職	6	9	2	1	0	0	0	0	0	12
教 育 職	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
合 計	100 (174)	42 (0)	26 (0)	43 (3)	0 (0)	0 (16)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	111 (19)

注1 ( ) は、再任用職員で外数です。

注2 育児休業代替任期付職員は含みません。

(4) 年齢別職員構成（令和5年4月1日現在）



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	125	255	273	245	218	171	143	219	224	213	173	2,260

注 暫定再任用職員を含みます。

(5) 職員の職務別構成

(令和5年4月1日現在)

職務	性別	男		女		合計	
		数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)
一般行政職等	部長級	18	1.71	3	0.25	21	0.93
	統括課長	17	1.62	4	0.33	21	0.93
	課長級	46	4.37	12	0.99	58	2.57
	課長補佐	50	4.75	29	2.40	79	3.50
	係長級・主査	201	19.11	202	16.72	403	17.83
	主任	258	24.52	407	33.69	665	29.42
	係員	277	26.33	457	37.83	734	32.48
	統括指導主事	1	0.09	0	0.00	1	0.04
	指導主事	4	0.38	0	0.00	4	0.18
技能労務職	統括技能長	2	0.19	0	0.00	2	0.09
	技能長	27	2.57	0	0.00	27	1.19
	技能主任	104	9.89	28	2.32	132	5.84
	主事	44	4.18	2	0.17	46	2.04
教育職	園長	2	0.19	9	0.75	11	0.49
	副園長	1	0.09	3	0.25	4	0.18
	主任教諭	0	0.00	24	1.99	24	1.06
	教諭	0	0.00	28	2.32	28	1.24
合計		1,052	100.00	1,208	100.00	2,260	100.00

注1 暫定再任用職員を含みます。

注2 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

注3 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

(6) 職員の昇任及び降任の状況

(令和4年度) (単位：人)

区分	昇任					降任
	係長級	課長級	部長級	幼稚園副園長	幼稚園園長	
一般行政職等	45	9	4	—	—	2
教育職	—	—	—	1	1	1
合計	45	9	4	1	1	3

注 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

## 2 人事評価の状況

### (1) 勤務評価の概要

評価項目	評価の概要	評価要素		
		課長補佐・係長級	主任・係員	技能系職員
業績評価	設定した目標に対する成果及び日常の職務遂行における業績と貢献を総合し、客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行います。	仕事の成果	仕事の成果	仕事の成果
		役割達成度	役割達成度	役割達成度
行動評価	職務遂行の過程で発揮された能力及び行動を客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行います。	倫理	倫理	倫理
		課題対応	知識・技術	知識・技能
		判断・企画	判断・企画	コミュニケーション
		協調性	コミュニケーション	業務遂行
		説明・調整	業務遂行	
		業務遂行		
総合評価	業績評価及び行動評価の内容を踏まえ、評価集団ごとに5段階の相対評価を行い、評価結果を昇給等の給与制度に適切に反映させます。			

注1 評価の対象者：課長補佐以下の常勤職員（技能労務職を含む。） 評価期間：毎年1月1日から12月31日まで

注2 管理職については、これとは別に勤務評価を実施しています。

### (2) 評価者訓練の実施状況

名称	対象者	概要	実施回数
人事評価研修	管理職（新任管理職及び転入管理職については必修対象者としています。）	人事評価制度説明及び人事評価演習	年1回
評価補助者研修	保育園長、児童館長（飯倉学童クラブ等事業担当係長を含む。）、まちづくり係技能長、清掃事業係長及び清掃事業係統括技能長（新たに評価補助者になった者については必修対象者としています。）	人事評価制度説明及び評価補助演習	年1回

注 着任又は昇任した小・中学校長及び幼稚園長については、これとは別に人事評価制度の説明を行っています。

### 3 給与の状況

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和4年度	26万3,970人 (令和5年4月1日現在)	1,720億4,789万円	116億5,508万1,000円	202億5,867万5,000円	11.8%

注 人件費には、特別職（区長、区議会議員等）に支給される給料、報酬等も含まれています。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和4年度	2,119人	64億2,714万7,000円	26億9,013万4,000円	31億4,229万1,000円	122億5,957万2,000円	579万円

注1 職員手当には、退職手当は含まれていません。

注2 職員数は、「地方公務員給与実態調査」による令和4年4月1日現在の普通会計に属する職員の人数です。

注3 給与費欄については、1,000円未満切り上げのため各項目の合計と計（B）が一致しない場合があります。

#### (3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

##### ① 一般行政職

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	29万9,954円	41万1,101円	40.7歳
東京都	31万6,277円	45万1,385円	42.4歳

##### ② 技能労務職

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	27万9,199円	36万7,628円	52.6歳
東京都	28万7,646円	38万8,055円	50.5歳

##### ③ 教育職(幼稚園教育職員)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	32万1,853円	42万3,413円	39.4歳
東京都	33万7,727円	43万7,064円	40.0歳

注1 「平均給料月額」とは、令和5年4月現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

注3 「③教育職」における東京都の値は、小中学校教育職員の平均値です。

#### (4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

区分	平成30年度	令和4年度
港区	100.1	98.8
特別区平均	100.1	98.8
全国平均	99.1	98.7

注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

#### (5) 職員の学歴別初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	港区	東京都	国	
一般行政職	大学卒	18万8,200円	18万7,900円	18万5,200円
	高校卒	15万2,100円	15万2,200円	15万4,600円
技能労務職	14万7,500円	14万9,600円	—	

#### (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	27万6,614円	33万 102円	36万 13円
	高校卒	23万1,967円	27万 614円	31万8,900円
技能労務職	20万9,960円	22万3,875円	30万4,740円	

(7) 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況(令和5年4月1日現在)

① 行政職給料表(一)

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	712	37.8	係員	712	712	37.8	係員
				計	712			
2級	主任の職務	630	33.5	主任	610	630	33.5	主任
				主任(暫定再任用短時間)	20			
				計	630			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	377	20.0	係長	91	377	20.0	係長
				担当係長	129			
				館長	3			
				園長	13			
				所長	2			
				副係長	95			
				主査	8			
				副館長	5			
				副園長	30			
				係長(暫定再任用短時間)	1			
				計	377			
4級	課長補佐の職務	74	3.9	係長	54	74	3.9	課長補佐
				担当係長	15			
				館長	1			
				園長	2			
				副係長	2			
				計	74			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	72	3.8	課長	48	72	3.8	課長
				室長	2			
				担当課長	11			
				副参事	2			
				次長	2			
				所長	2			
				副総合支所長	5			
				計	72			
6級	部長、担当部長又は参事の職務	17	0.9	部長	10	17	0.9	部長
				担当部長	2			
				局長	3			
				室長	1			
				会計管理者	1			
				計	17			
合計		1,882	100.0					

② 行政職給料表(二)

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	45	21.7	係員	44	45	21.7	係員
				係員(暫定再任用短時間)	1			
				計	45			
2級	技能主任の職務	133	64.3	技能主任	121	133	64.3	技能主任
				技能主任(暫定再任用短時間)	12			
				計	133			
3級	技能長又は担当技能長の職務	27	13.0	技能長	26	27	13.0	技能長
				技能長(暫定再任用短時間)	1			
				計	27			
4級	統括技能長の職務	2	1.0	統括技能長	2	2	1.0	統括技能長
				計	2			
合計		207	100.0					

③ 医療職給料表（一）

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係長、担当係長又は主査の職務	1	25.0	副係長	1	1	25.0	係長
				計	1			
2級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	25.0	課長	1	1	25.0	課長
				計	1			
3級	部長、担当部長又は参事の職務	2	50.0	所長	2	2	50.0	部長
				計	2			
合計		4	100.0					

④ 医療職給料表（二）

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	4	26.7	係員	4	4	26.7	係員
				計	4			
2級	主任の職務	4	26.7	主任	4	4	26.7	主任
				計	4			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	7	46.7	担当係長	1	7	46.7	係長
				副係長	4			
				副所長	2			
				計	7			
4級	課長補佐の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	課長補佐
				計	0			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	課長
				計	0			
合計		15	100.0					

⑤ 医療職給料表（三）

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	16	28.6	係員	16	16	28.6	係員
				計	16			
2級	主任の職務	21	37.5	主任	21	21	37.5	主任
				計	21			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	13	23.2	担当係長	2	13	23.2	係長
				副係長	5			
				主査	6			
				計	13			
4級	課長補佐の職務	5	8.9	係長	1	5	8.9	課長補佐
				担当係長	2			
				副係長	2			
				計	5			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	1.8	課長	1	1	1.8	課長
				計	1			
合計		56	100.0					

⑥ 幼稚園教育職給料表

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	教諭の職務	28	42.4	教諭	28	28	42.4	教諭
				計	28			
2級	主任教諭の職務	24	36.4	主任教諭	24	24	36.4	主任教諭
				計	24			
3級	副園長の職務	3	4.5	副園長	3	3	4.5	副園長
				計	3			
4級	園長の職務	11	16.7	園長	11	11	16.7	園長
				計	11			
合計		66	100.0					

注1 職員数は、「港区職員の給与に関する条例」及び「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです。

注2 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

注3 指導主事は含まれません。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

区分	総職員数 (A)	勤務成績の区分が「最上位」(6号昇給)または「上位」(5号昇給)により昇給した職員数 (B)	比率 (B/A)
令和4年度	1,778人	674人	37.9%

- 注1 総職員数には、一般行政職、技能労務職の他、医療職、福祉職等を含み、幼稚園教育職員、指導主事、再任用職員等は含まれません。  
 注2 「最上位」及び「上位」の職員は、標準(4号昇給)の職員と比べて「最上位」は2号、「上位」は1号拡大された昇給幅が付与されています。

(9) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当 (令和5年4月1日現在)

区分	港区		東京都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和4年度 支給月数	2.40月分 (1.35月分)	2.15月分 (1.05月分)	2.40月分 (1.35月分)	2.15月分 (1.05月分)	2.40月分 (1.35月分)	2.00月分 (0.95月分)
加算措置 の状況	役職等による加算措置 有					

注 ( ) は、再任用職員の支給月数です。

② 退職手当 (令和5年4月1日現在)

区分	港区		東京都		国		
	自己都合	定年・勤奨	自己都合	定年・勤奨	自己都合	定年・勤奨	
退職 手当	勤続 20 年	18.00月分	24.55月分	23.00月分	23.00月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続 25 年	28.00月分	32.95月分	30.50月分	30.50月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続 35 年	39.75月分	47.70月分	43.00月分	43.00月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	39.75月分	47.70月分	43.00月分	43.00月分	47.709月分	47.709月分
	その他の加算 措置	定年前早期退職者に対する特例措置					
1人当たりの平 均支給額 (令和4年度)	159万6,970円	1,934万3,838円					

③ 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)				15億4,974万円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				70万3,466円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)	
港区	20%	2,203人	20%	

④ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)				3,258万3,000円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				17万9,025円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)				8.3%
手当の種類(手当数)				9
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	
訪問指導業務手当	福祉事務所に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法等に定める業務を行うための家庭訪問	日額470円	
特定危険現場業務手当	支給対象業務に従事した職員	建築物等の建設現場における工事監督又は検査の業務等	日額 240円～410円	
公害検査業務手当	公害行政を主管する課に勤務する職員	大気汚染防止法等に基づく公害の検査業務	日額220円	
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症予防法に定める感染症等の患者等に接触する業務	日額 310円～4,000円	
放射線業務従事手当	保健所に勤務する職員	エックス線操作の業務	日額650円	
有害物等取扱手当	保健所に勤務する職員	有害な薬物を使用した試験等	日額310円	
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	日額700円	
一時保護業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童の一時保護業務	日額1,470円	
児童相談所業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童福祉法に定める業務を行うための家庭訪問、指導、相談等	日額950円	

⑤ 超過勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	7億7,039万3,000円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	73万7,218円
支給実績(令和3年度決算)	8億1,793万7,000円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	81万8,756円



⑥ その他手当

(令和5年4月1日現在)

手当名	港区		東京都		支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者	6,000円	配偶者	6,000円	1億1,347万6,000円	19万3,315円
	子	9,000円	子	9,000円		
	その他	6,000円	その他	6,000円		
	16歳～22歳の子の加算	4,000円	16歳～22歳の子の加算	4,000円		
住居手当	借家・借間に居住する職員のうち、月額2万7,000円以上の家賃を負担する職員 27歳まで 2万7,000円 28歳から32歳まで 1万7,600円 33歳から 8,300円		年度末時点において35歳未満で、借家・借間に居住する職員のうち、月額1万5,000円以上の家賃を負担する職員 1万5,000円		8,455万6,000円	17万5,791円
通勤手当	運賃相当額	(支給限度額： 1月につき5万5,000円)	港区と同様		3億5,868万9,000円	17万9,165円
管理職手当	部長	12万7,600円	本庁部長	12万8,600円	1億2,513万9,000円	114万8,066円
	統括課長	10万1,500円	本庁課長	9万2,600円		
	課長	9万2,300円	学校校長	10万4,500円		
	幼稚園園長	8万9,600円	学校副校長	8万700円		
	幼稚園副園長	6万4,700円				

(10) 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等		
給料	区長 124万9,500円		
	副区長 100万4,800円		
	教育長 93万3,600円		
	常勤監査委員 74万6,900円		
報酬	議長 90万2,600円		
	副議長 78万200円		
	委員長 64万9,800円		
	副委員長 62万2,700円		
	議員 61万700円		
期末手当	区長 6月期 1.725月分 副区長 12月期 1.925月分 教育長 3月期 0.25月分 常勤監査委員 議長 副議長 議員 計 3.90月分		
退職手当	算定方式	1期の手当額	支給時期
	退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額		任期満了時
	区長 勤続期間1年につき 449/100	2,244万1,020円	
	副区長 勤続期間1年につき 359/100	1,442万8,928円	
	教育長 勤続期間1年につき 269/100	753万4,152円	
常勤監査委員 勤続期間1年につき 215/100	642万3,340円		

注1 期末手当の支給月数は、令和4年度に支給された月数です。(令和5年度から3月期を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分)

注2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1期(区長、副区長及び常勤監査委員は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

#### 4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況 (令和5年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況 (令和4年度)

総付与日数	総取得日数 (A)	全対象職員数 (B)	平均取得日数 (A) / (B)
55,907.2日	24,737.9日	1,539人	16.1日

注1 総付与日数とは、令和4年4月1日現在において各職員に付与された日数を全対象職員にわたって合計したものをいいます。

注2 対象職員は、区長部局の職員のうち技能労務職以外の一般職員（年度の中途に採用された者及び退職した者ならびに育児休業中の職員、休職中の職員、派遣職員、再任用短時間勤務職員を除く。）です。

(3) 子が出生した職員数、育児休業及び部分休業の取得者数 (令和4年度) (単位：人)

区分	子が出生した職員数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	30	21	2
女性職員	43	43	67
計	73	64	69

注 育児休業及び部分休業の取得者数は、令和4年度に新たに取得した職員数です。

(4) 育児休業及び部分休業の承認期間

① 育児休業承認期間 (令和4年度) (単位：人)

区分	育児休業承認期間													合計
	3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え1年以下	1年超え1年3月以下	1年3月超え1年6月以下	1年6月超え1年9月以下	1年9月超え2年以下	2年超え2年3月以下	2年3月超え2年6月以下	2年6月超え2年9月以下	2年9月超え		
男性職員	16	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	21
女性職員	1	0	7	3	8	2	4	3	1	3	3	8	43	
計	17	1	10	3	9	2	4	3	1	3	3	8	64	

② 部分休業承認期間 (令和4年度) (単位：人)

区分	部分休業承認期間													合計
	3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え1年以下	1年超え1年3月以下	1年3月超え1年6月以下	1年6月超え1年9月以下	1年9月超え2年以下	2年超え2年3月以下	2年3月超え2年6月以下	2年6月超え2年9月以下	2年9月超え		
男性職員	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
女性職員	2	5	5	43	4	1	0	0	0	0	0	7	67	
計	2	6	5	44	4	1	0	0	0	0	0	7	69	

※1日の部分休業取得時間

区分	30分以下	30分超え60分以下	60分超え90分以下	90分超え	合計
男性職員	2	0	0	0	2
女性職員	12	30	13	12	67
計	14	30	13	12	69

(5) 配偶者同行休業の取得状況 (令和4年度) (単位：人)

区分	取得者数	配偶者同行休業承認期間											
		3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え1年以下	1年超え1年3月以下	1年3月超え1年6月以下	1年6月超え1年9月以下	1年9月超え2年以下	2年超え2年3月以下	2年3月超え2年6月以下	2年6月超え2年9月以下	2年9月超え3年以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

## (6) 介護休暇の取得状況

(令和4年度)(単位:人)

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	4	0	3	0	1	0	0	0	0
女性職員	6	0	6	0	0	0	0	0	0
計	10	0	9	0	1	0	0	0	0

区 分	休 暇 の 取 得 形 式				介 護 を 要 し た 期 間			
	計	全日型中心	時間型中心	その他	計	1月以下	1月を超え2月以下	2月超
男性職員	4	3	1	0	4	1	2	1
女性職員	6	6	0	0	6	1	4	1
計	10	9	1	0	10	2	6	2

## 5 分限処分等及び懲戒処分等の状況

### (1) 分限処分等の状況

(令和4年度) (単位：人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由							
勤務実績がよくない場合	地公法第27条第2項 地公法第28条第1項第1号	0	0		0	0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	77		77	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0		0	
合計		0	0	77	0	77	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

注 地公法とは地方公務員法のことです。

### (2) 懲戒処分等の状況

(令和4年度) (単位：人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
処分事由							
法令等に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	1	0	0	1	1
職務上の義務に違反し、又は 職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	1	0	0	0	1	0
合計		1	1	0	0	2	1

注 地公法とは地方公務員法のことです。

## 6 サービスの状況

### (1) サービス規律の遵守に関する取組の状況

(令和5年度)

取組内容	職員への周知方法	周知した内容
サービスについて	依命通達	職員の法令遵守、信用失墜行為の禁止について
職場規律の確保について	依命通達	勤務時間や休暇等の管理について
健康管理について	依命通達	職員が安全で健康に働ける職場作りへの取組、健康障害の未然の防止について
働きやすい職場づくりについて	依命通達	定時退庁、超過勤務の縮減、計画的な年次有給休暇の取得、時差出勤制度の活用、テレワークの活用などに努め、働きやすい職場づくりを推進することについて
勤務時間の適正な管理について	依命通達	超過勤務命令の上限の設定及び条例に基づく上限規制の遵守並びに勤務時間中の喫煙、長時間の離席、スマートフォン等の私的利用などの禁止について
サービス及び手当に関する届出について	依命通達	支給要件異動時の速やかな届出、不正受給の防止について
ハラスメントの防止について	依命通達	ハラスメントに関する正しい知識の習得と職場におけるハラスメント全般の防止体制の強化、人権問題の正しい理解と社会意識の向上を図ることについて
障害等を理由とする差別の禁止について	依命通達	障害者に対して、不当な差別的取扱いは決して許されないこと、合理的配慮を適切に行うことについて
伝わる日本語の活用について	依命通達	誰に対しても分かりやすく親しみやすい「伝わる日本語」の活用を図ることについて
事務執行の適正化について	依命通達	適切・適正な事務処理を行う責務があること、職員の不注意・知識不足・懈怠による不適正な事務処理の未然防止、内部統制制度の運用による適正な事務執行の確保に向けた取組の徹底について
情報管理の徹底について	依命通達	港区情報安全対策指針、港区個人情報取扱指針及び港区特定個人情報取扱指針に基づく個人情報等の取扱い、職務上知り得た情報の取扱いについて
交通事故防止、飲酒運転の根絶について	依命通達	自動車運転時等（自転車運転時、歩行時も含む）の交通事故防止、飲酒運転や飲酒運転ほう助の根絶を図ること、自転車を利用する場合のヘルメットの着用について
接遇について	依命通達	「あったかマナーみなど」に基づく接遇を心がけること、公務にふさわしい服装の着用、不当行為等への対応について
兼業・兼職について	依命通達	許可・承認を得ずに、兼業・兼職を行うことができないことについて
利害関係者との会食・便宜供与の禁止等について	依命通達	公務員倫理の重要性、職務上利害関係にある部外者との会食、贈答品の授受等を厳に慎むことについて
社会的規範の遵守について	依命通達	通勤途上における、歩きながらスマートフォン等を操作するような行為など、周囲に迷惑な行動は厳に慎むことについて

### (2) 病気休暇の取得状況

(令和4年度) (単位：人)

区分	10日未満	10～20日未満	20～30日未満	30～40日未満	40～50日未満	50～60日未満	60～70日未満	70～80日未満	80～90日未満	90日	合計
一般職員	31	15	7	12	5	1	6	2	7	47	133
教育職	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	4
計	31	17	7	13	5	1	6	2	7	48	137
再任用(外数)	4	2	1	1	0	1	1	1	0	4	15

## 7 退職管理の状況

### 管理監督離職者の再就職先の状況

離職時の職	離職日	再就職先の名称	地位	再就職日
青南小学校長	令和4年3月31日	品川学藝幼稚園	園長	令和4年4月1日
税務課長	令和4年3月31日	一般財団法人 港区国際交流協会	事務局長 (常任理事)	令和4年4月1日
芝浦幼稚園長	令和4年3月31日	一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク	支援員	令和5年4月1日
白金台幼稚園長	令和5年3月31日	明治学院大学	非常勤講師	令和5年4月1日
高松中学校長	令和5年3月31日	星槎国際高等学校	非常勤教職員	令和5年5月1日
会計管理者	令和5年3月31日	一般財団法人 港区体育協会	事務局長	令和5年4月1日
高輪地区総合支所 副総合支所長	令和5年3月31日	社会福祉法人 東京聖労院 サン・サン赤坂	施設長	令和5年4月1日

注1 港区職員の退職管理に関する条例第3条第1項の届出に基づき掲載しています。

注2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に退職した管理監督離職者（課長級以上の職員、小中学校の校長・副校長、幼稚園の園長・副園長）のうち、営利企業等に再就職した者を対象としています。

注3 営利企業等とは、営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除く。）のことをいいます。

## 8 研修の状況

(1) 研修実施計画

(令和4年度)

◇…区独自、■…共同研修を活用、◆…新規・充実・見直しの項目

研修区分		主な研修内容		
区研修 (特別区共同研修活用科目を含む。)	新任研修	新任研修 前期	◇ 人権、接遇、区政の現状と課題、文書事務、法律初級 他 ■ 特別区職員研修所「新任研修(記念講演)」を受講 ■ 特別区職員研修所「新任研修(経験者)」を受講	
		新任研修 後期	◇ 区民に伝わるデザイン、メンタルヘルス 他 ■ 特別区職員研修所「新任研修(後期)」を受講	
	研主任	主任昇任時研修	◆主任として必要な ICT リテラシー、人権・同和問題の現状 他	
	管理監督職研修	係長研修	係長昇任時研修	◆ 係長級のためのマネジメント基礎 他
			課長補佐昇任時研修	■ 第一ブロック合同研修「課長補佐昇任時研修」を受講
			評価補助者研修	◇ 評価補助者の役割
		管理職研修	管理職昇任前研修	◇管理職に期待すること、実務(議会对応、報対対応 他) ■ 特別区職員研修所「管理職昇任前研修」を受講
			人事評価研修	◇ 人事評価
			管理職昇任時研修	◇ 職場でのマネジメント、港区の危機管理、個人情報の適正な取扱い 等
			管理職研修	◇ 人権、メンタルヘルス、危機発生時のメディア対応 等
	技能系研修	技能系新任職員研修	■ 特別区職員研修所「新任技能」を受講	
		技能系中堅職員研修	■ 特別区職員研修所「現任技能」を受講	
		技能主任研修	◇ 技能主任としての役割認識とコミュニケーション力等の向上 ■ 特別区職員研修所「技能主任」を受講	
		技能長研修	◇ 技能長に期待すること、リーダーとしての役割・心構え ■ 特別区職員研修所「新任技能長」を受講	
		統括技能長	■ 特別区職員研修所「統括技能長」を受講	
	悉皆研修		◆ 接遇 ◆ 協働 ◆ 危機管理 ◆ 不適正事務の発生防止プログラム	
	実務研修		◇ 実務担当者研修 ◇ 法律初級・中級 ◇ 法制執務研修 ◇ 新任職員 OJT 担当者研修 ◆ ハラスメント防止研修 他	
	自主研修		◇ 主任昇任選考対策ガイダンス ◇ 管理職選考対策講座フォロー ■ 管理職選考対策講座(第一ブロック合同研修)	
	派遣研修		◇ 早稲田大学人材マネジメント部会	
	職場研修		◇ 各部・課において企画・選択して実施	

研修区分		主な研修内容	
共同研修	特別区職員研修所	新任研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記念講演：特別区職員としての心構え</li> <li>■ 後期：コミュニケーションスキル、接遇、仕事の進行管理</li> <li>■ 経験者：地方自治制度、地方公務員と公務員倫理、人権問題を考える</li> </ul>
		管理職研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 昇任前：特別区の現状と課題、労使関係、危機管理、議会对応、事例研究</li> <li>■ 昇任時：議会答弁</li> </ul>
		技能系研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新任技能 特別区の清掃事業、非行防止、同和問題</li> <li>■ 現任技能 清掃事業の現状と課題、接遇、同和問題</li> <li>■ 技能主任 リーダーシップ、同和問題、接遇・クレーム対応、技能主任としての知識</li> <li>■ 新任技能長 技能長としての知識、コーチング、汚職等事故防止、同和問題、クレーム対応</li> <li>■ 転入(同和問題) 同和問題の現状、同和問題を考える</li> <li>■ 統括技能長 統括技能長の役割、同和問題、メンタルヘルス 他</li> </ul>
		全職層	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公務員倫理 公務員としての自覚と責任を理解する 他</li> </ul>
	専門研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実務、保健・衛生・福祉、まちづくり</li> </ul>	
	自治体経営研修 ステップアップ研修 サポート研修 児童相談所関連研修 試行研修(調査・研究)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治体の人材育成、組織力向上 他</li> <li>■ 思考力・論理構築力向上、説明力・交渉力強化 他</li> <li>■ 講師等養成、公務基礎、講演会 他</li> <li>■ 児童福祉司任用前講習会、指定講習会 他</li> <li>■ 動物愛護管理行政、道路メンテナンス 他</li> </ul>	
	特別区協議会及び合同講座等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東京都立大学オープンユニバーシティ各種講座 他</li> </ul>	
	東京自治研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 月例フォーラム</li> <li>■ 財政学校</li> </ul>	
	第一ブロック合同研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教養講座、OA研修、課長補佐昇任時研修、研修担当者研修</li> </ul>	

(2) 研修の実施状況

(令和4年度)

研修区分			研修数	人数(人)
区研修	職層研修	新任研修	1	90
		主任研修	1	54
		管理監督者職研修	6	164
		技能系研修	2	5
	悉皆研修	4	1,620	
	実務研修	10	2,440	
	自主研修	2	4	
	派遣研修	3	7	
小計			29	4,384
職場研修			213	1,048
小計			213	1,048
共同研修	特別区職員研修所	新任研修	2	163
		管理職研修	2	14
		技能系研修	6	6
		専門研修	58	102
	自治体経営研修、ステップアップ研修、サポート研修、児童相談所関連研修、試行研修(調査・研究)等		40	103
	特別区協議会及び合同講座等		36	5
	東京自治研究センター		8	3
	第一ブロック合同研修		9	66
小計			161	462
合計			403	5,894

注 参加人数については、複数の研修に参加している場合、重複して計上しています。



## 9 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 公務災害・通勤災害認定状況

職員数	公務災害			通勤災害		
	令和4年度中の認定件数		発生率	令和3年度中の認定件数(公務上)	令和4年度中の認定件数	令和3年度中の認定件数
	公務上	公務外				
2,262人	11	0	4.86%	13	4	8

注1 発生率(‰)は、職員1,000人当たりの公務上認定件数の割合です。

注2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数で、区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び再任用職員を含み、会計年度任用職員及び派遣職員を除いています。

### (2) 健康診断の状況 (令和4年度)

対象職員数	受診数	受診率
2,107人	2,075人	98.48%

注1 対象職員数は、令和5年1月1日現在の人数で、副区長、教育長、常勤監査委員及び再任用職員を含み、区長、指導主事、幼稚園教育職員、会計年度任用職員、派遣職員及び病気休職者を除いています。

注2 受診数は、対象職員のうち育児休業取得者・他の医療機関で受診した人を除いています。

### (3) 職員住宅の設置状況 (令和5年4月1日現在)

住宅の種別		戸数
災害対策住宅	家族	90
	独身	92
合計		182

注 教職員住宅「家族」14戸、「独身」3戸を含みます。

### (4) 港区職員厚生会

職員相互の扶助と福利厚生の実現を図るため設置された団体で、2,351人の会員により構成されています。主な事業は、給付(慶弔見舞)、リフレッシュ補助、文化・体育事業、職員食堂運営です。

(令和5年4月1日現在)

会員数	2,351人
職員会費	給料月額×4.5/1000(会計年度任用職員は任意加入で月額650円)
令和5年度区補助金予算額	35,521,000円
区負担割合	会費：負担金＝1：1

### (5) 苦情処理委員会の取扱状況

区分	取扱件数
令和4年度	1件

## 10 特別区人事委員会の業務状況

### (1) 採用試験

令和4年度の採用試験は、Ⅰ類【一般方式】〔事務、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気、福祉、心理、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師〕、Ⅰ類【土木・建築新方式】〔土木造園（土木）、建築〕、Ⅲ類（事務）、障害者を対象とする選考（事務）、経験者〔1級職〔事務、土木造園（土木）、建築、機械、電気、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理〕、2級職（主任）〔事務、土木造園（土木）、建築、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理〕、3級職（係長級）〔児童福祉、児童指導、児童心理〕〕及び就職氷河期世代（事務）について実施しました。

受験者数は、15,878人、合格者は、4,250人、倍率は、3.7倍でした。

（令和4年度）

	採用予定 人数（人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	受験率 （%）	第1次 合格者数 （人）	第2次 受験者数 （人）	合格者数 （人）	倍率 （倍）	
Ⅰ類 【一般方式】	1,454	10,975	9,861	89.8	5,480	4,390	3,104	3.2	
Ⅰ類 【土木・建築新方式】	27	92	82	89.1	74	63	52	1.6	
Ⅲ類	136	2,995	2,561	85.5	937	702	435	5.9	
障害者	76	220	169	76.8	162	152	72	2.3	
経験者	1級職	248	1,977	1,500	75.9	633	604	353	4.2
	2級職 （主任）	132	1,122	828	73.8	346	330	168	4.9
	3級職 （係長級）	18	23	22	95.7	22	19	13	1.7
就職氷河期世代	34	1,136	855	75.3	164	161	53	16.1	
合計	2,125	18,540	15,878	85.6	7,818	6,421	4,250	3.7	

### (2) 管理職選考

令和4年度の管理職選考は、23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計で、受験者数684人、合格者数187人、合格率35.1%でした。

（令和4年度）

	有資格者数 （人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	合格者数 （人）	合格率 （%）
Ⅰ類	15,693	732	641	155	31.6
Ⅱ類	845	49	43	32	74.4
合計	16,538	781	684	187	35.1

※ 有資格者数、申込者数及び受験者数については、全部受験方式、分割受験方式及び免除受験方式の人数を記載しています。

※ 合格者数及び合格率については、当該年度に合格となる全部受験方式及び免除受験方式の人数及び合格率を記載しています。